別表第二の1中「1　原子炉本体」を「原子炉本体」に、「原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書」を「原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に改める。

別表第二の2中「2　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」を「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の1の⑵のイ中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の1の⑵のロ中「材料及び個数」を「材料、個数及び取付箇所」に、「出力及び個数」を「出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の1の⑵のハ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の1の⑵のニ中「出力及び個数」を「出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の1の⑵のホ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の1の⑵のヘ中「取付箇所」の下に「（常設及び可搬の別に記載すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の1の⑵のト中「材料」の下に「（常設及び可搬の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑵のイ中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑵のロ中「材料」の下に「、個数及び取付箇所」を加え、「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑵のハ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑵のニ中「主要寸法」の下に「、個数及び取付箇所」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑵のヘ中「、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を「及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は取付箇所を付記すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑶のイ中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑶のロ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑶のハ及びニ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑶のホ中「取付箇所」の下に「（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑶のヘ中「材料」の下に「（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑷のイ及びロ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑷のニ中「材料」の下に「（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を加え、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑸中「放射線管理設備」を「放射線管理施設」に改め、同表の2の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の5の⑸のイ及びロ中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の2の下欄中「燃料貯蔵用容器、使用済燃料運搬容器及び炉外燃料貯蔵設備の冷却能力に関する説明書」を「使用済燃料貯蔵用容器、使用済燃料運搬容器及び炉外燃料貯蔵設備の冷却能力に関する説明書」に改め、同表の3中「3　原子炉冷却系統施設」を「原子炉冷却系統施設」に改める。

別表第二の3中「3　原子炉冷却系統施設」を「原子炉冷却系統施設」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の4の⑵中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の4の⑶中「及び個数」を「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の4の⑷中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の8の⑵中「及び個数」を「及び個数」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の8の⑶中「、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）」を「及び個数」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の9の⑴中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の9の⑵中「及び個数」を「、個数及び取付箇所」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の10の⑴中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の15中「放射線管理設備」を「放射線管理施設」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の17の⑴中「及び個数」を「、個数及び取付位置」に改め、同表の3の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項の17の⑵